

静岡県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R5年度の 人件費率
R6年度	人 3,575,704	千円 1,295,659,466	千円 5,139,226	千円 312,534,790	% 24.1	% 23.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 31,952	千円 138,645,242	千円 33,682,724	千円 58,113,988	千円 230,441,954	千円 7,212	千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が1月に18日未満の臨時講師を除く）。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	人 32,409	千円 138,645,242	千円 33,682,724	千円 58,113,988	千円 230,441,954	千円 7,110

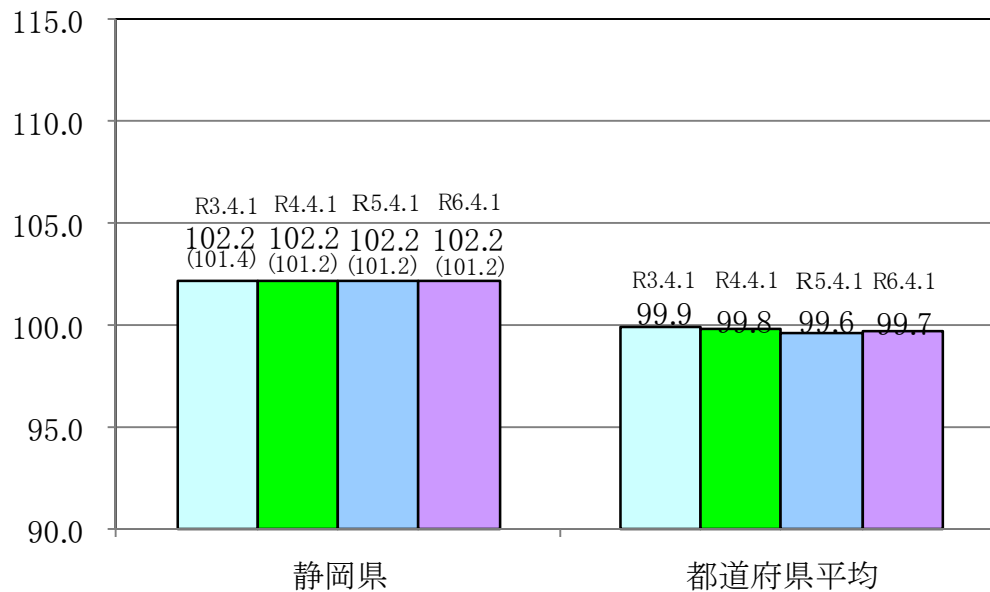
(注) この表は、(2)の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には(2)注2に示すとおり、一部の臨時講師分は含まれていないため、令和6年4月1日現在で該当する457人を含んで算出したものである。

(3) 平均給与月額状況（他の都道府県との比較）（令和6年4月1日現在）

順位	都道府県	R6 平均給与月額（円）	R5 平均給与月額（円）	R6-R5 差額（円）
1	東京都	400,180	398,086	+2,094
2	神奈川県	382,894	381,122	+1,772
3	愛知県	377,124	373,607	+3,517
4	兵庫県	376,521	377,233	△712
5	大阪府	372,599	371,038	+1,561
6	静岡県	371,183	368,193	+2,990
	国	405,378	404,015	+1,363

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当月額(扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、管理職手当、寒冷地手当)を合計したもの。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【主な理由】

本県では、人事委員会勧告に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させるため、給料表の給料月額に一定率を乗じて水準調整しているため。

【改善の見込み】

令和元年度より 50 歳台後半層の職員の昇給抑制措置を実施しているほか、令和 7 年度からの給与制度のアップデートによる地域手当の見直しに伴い、給料月額に乘じる一定率が引き下げられており、来年度以降のラスパイレス指数を引き下げる要因となる。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
R 7 年度	396,332	384,737	11,595 (3.01%)	3.01		

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
R 7 年度	月 4.66	月 4.60	月 0.06	月 0.05	月 4.65	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）※普通会計ベースにより算出

【制度完成時の支給割合】

国基準4.0%に対し、静岡県においては3.7%を支給。

【見直しの実施時期】

平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は3.4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し3.6%を支給。平成28年4月1日時点は3.6%、給与改定後は平成28年4月に遡及し3.7%を支給。

【参考】

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合 ※1	3.7%	3.9%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.1%	4.0%	4.0%	4.0%
静岡県の支給割合 ※2	3.0% ※2	3.4%	3.6%	3.6% ※3	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%

※1 国基準による支給割合は、国における地域手当の異動保障を加味したものである。

※2 平成26年4月1日現在の支給割合。平成26年10月の人事委員会勧告に基づき、3.4%に改定済み。

※3 平成28年4月1日現在の支給割合。平成28年10月の人事委員会勧告に基づき、3.7%に改定済み。

③その他の見直し内容

人事委員会勧告に基づき、扶養手当について、子育て支援・世代間の給与配分の見直しの観点から支給額を改定。管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。
(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(7) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡県	42.6歳	340,282円	441,799円	379,926円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
静岡県	52.2歳	95人	294,157円	349,008円	316,329円	—	—	—	—
うち用務員	56.3歳	40人	309,936円	340,476円	332,008円	用務員	—	—	—
うち運転手	61.6歳	13人	266,731円	353,712円	283,539円	自家用乗用自動車運転手	—	—	—
うちその他技能労務職	45.4歳	42人	287,618円	355,679円	311,212円	—	—	—	—
国	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
都道府県平均	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

※民間データは、静岡県人事委員会が行った「令和 6 年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

※職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

区 分	民 間			参 考	参 考		
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A / C	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D / E
静岡県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	歳	円		5,608,670円	円	
うち運転手	自家用乗用自動車運転手	歳	円		5,374,630円	円	
うちその他技能労務職	—	—	—	—	5,597,977円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和 4 年～6 年の 3 ヶ年平均）

※用務員については、賃金構造基本統計調査で都道府県別数値を公表していないため全国計の数値である。

※賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第 9 条にいう労働者をいい、臨時労働者（常用労働者に該当しない日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、4 月又は 5 月に雇われた日数がいずれかの月において 17 日以下の労働者）が含まれている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（D）」及び「民間（E）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.1歳	390,379円	452,909円
都道府県平均	歳	円	円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	42.0歳	375,877円	426,298円
都道府県平均	歳	円	円

⑤ 警察職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡県	39.1歳	352,929円	476,643円	392,885円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	228,826円	220,000円
	高 校 卒	197,281円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	195,252円	—
高等学校教育職	大 学 卒	250,532円	—
	高 校 卒	211,887円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	250,532円	—
	高 校 卒	211,887円	—
警 察 職	大 学 卒	265,138円	255,200円
	高 校 卒	233,694円	216,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	296,242円	375,777円	395,779円	408,373円
	高校卒	264,047円	327,671円	366,291円	382,973円
技能労務職	高校卒	245,950円	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	351,453円	421,708円	437,471円	446,317円
	高校卒	292,536円	—	—	413,973円
小・中学校 教育職	大学卒	348,904円	413,868円	429,805円	437,624円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	306,792円	392,806円	414,003円	434,117円
	高校卒	292,958円	361,132円	403,895円	419,477円

（注）1 上記集計のうち、次に示す区分については、該当者が3人以下のため、前後1年の実績を加算、平均して算出している。

- ・技能労務職・高校卒の経験年数10年
- ・高校教育職・高校卒の経験年数10年

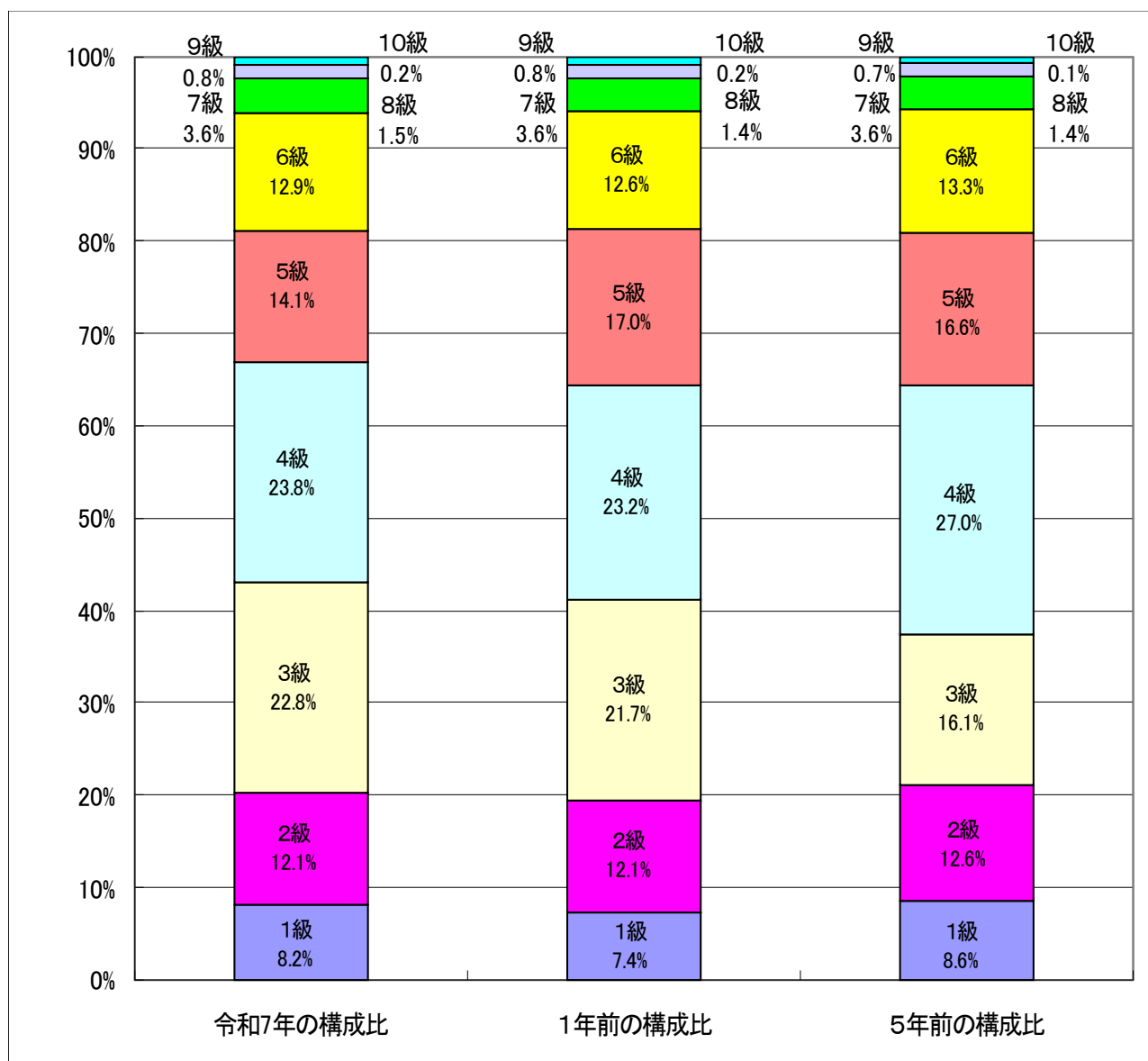
2 該当者がいない場合または前後1年の実績を加算しても該当者が3人以下の場合は、「ハイフン（—）」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

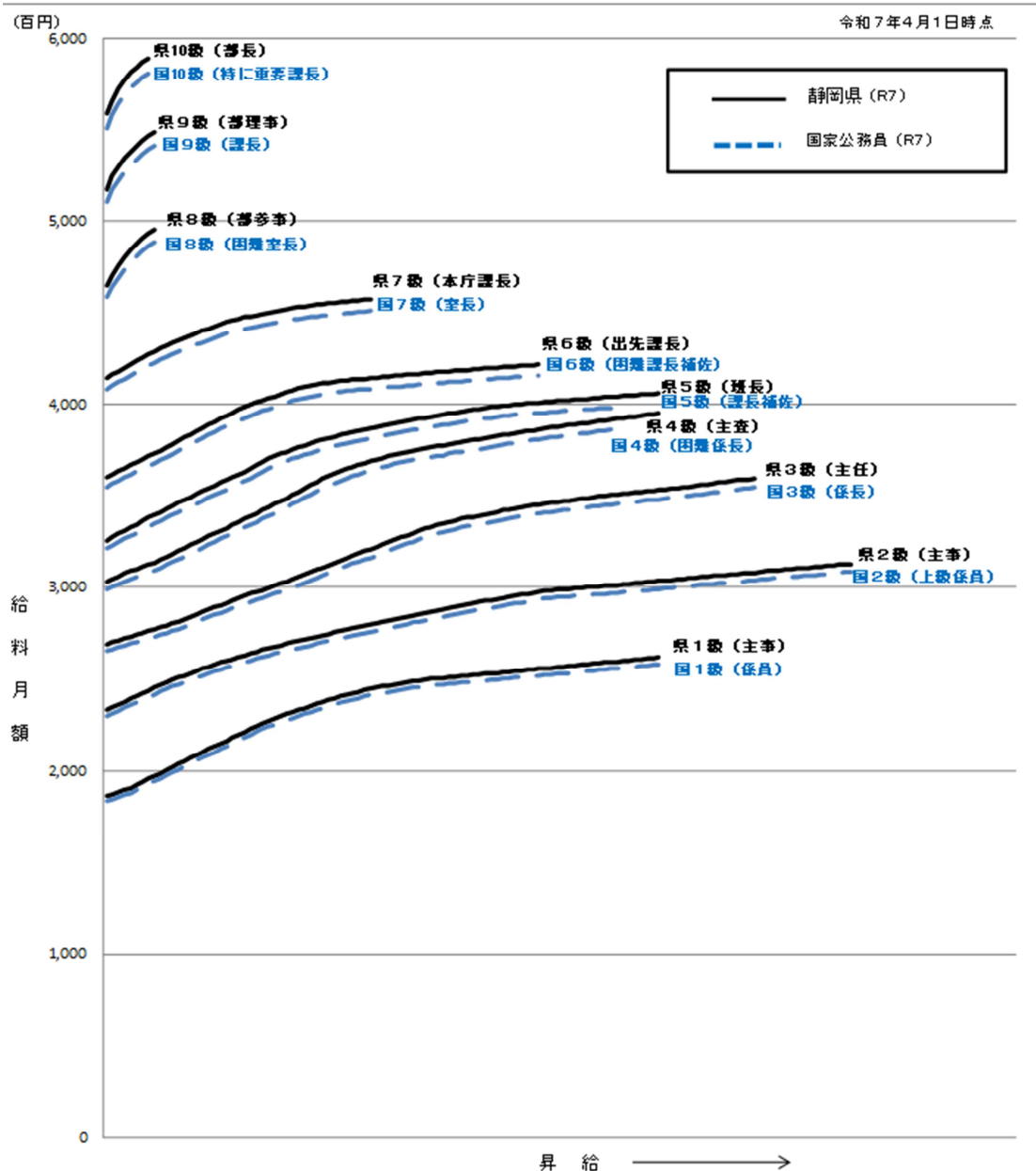
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
10 級	本庁の部長	15人	0.2%	558,676円	588,902円
9 級	本庁の部長代理	47人	0.8%	517,495円	548,634円
8 級	本庁の局長	90人	1.5%	464,853円	495,485円
7 級	本庁の課長	217人	3.6%	414,138円	457,347円
6 級	本庁の参事 本庁の課長代理	787人	12.9%	360,279円	421,644円
5 級	班長、主幹	856人	14.1%	325,894円	405,922円
4 級	総括主査、主査	1,447人	23.8%	303,072円	394,866円
3 級	主任	1,389人	22.8%	269,093円	359,772円
2 級	高度の知識又は経験を 必要とする業務を行 う主事、技師	739人	12.1%	233,289円	312,911円
1 級	定型的な業務を行 う主事、技師	496人	8.2%	186,124円	261,790円

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（静岡県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

静岡県	国
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,779千円	—
（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（静岡県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

静岡県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無 ） 1人当たり平均支給額 3,344千円 23,037千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」、「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（R6 年度決算）			5,325,909千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R6 年度決算）			163,000円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
静岡市	4.15%	7,107人	7%
浜松市	4.15%	3,383人	3%
沼津市	4.15%	2,337人	5%
熱海市	4.15%	359人	2%
三島市	4.15%	888人	3%
富士宮市	4.15%	1,036人	3%
伊東市	4.15%	434人	2%
島田市	4.15%	948人	2%
富士市	4.15%	2,175人	3%
磐田市	4.15%	1,782人	5%
焼津市	4.15%	1,047人	3%
掛川市	4.15%	1,321人	3%
藤枝市	4.15%	1,737人	3%
御殿場市	4.15%	773人	5%
袋井市	4.15%	977人	3%
下田市	4.15%	476人	2%
裾野市	4.15%	446人	14%
湖西市	4.15%	560人	2%
伊豆市	4.15%	236人	2%
御前崎市	4.15%	200人	2%
菊川市	4.15%	484人	2%
伊豆の国市	4.15%	740人	2%
牧之原市	4.15%	462人	2%
東伊豆町	4.15%	83人	2%
河津町	4.15%	36人	2%
南伊豆町	4.15%	70人	2%
松崎町	4.15%	85人	2%
西伊豆町	4.15%	38人	2%
函南町	4.15%	263人	2%
清水町	4.15%	235人	2%
長泉町	4.15%	239人	2%
小山町	4.15%	166人	2%
吉田町	4.15%	251人	2%
川根本町	4.15%	70人	2%
森町	4.15%	177人	2%
埼玉県さいたま市	14%	1人	14%
千葉県千葉市	14%	1人	14%
東京都特別区	20%	43人	20%
東京都府中市	15%	2人	15%
東京都小平市	16%	3人	16%

神奈川県横浜市	16%	1 人	16%
神奈川県川崎市	16%	2 人	16%
新潟県新潟市	2%	1 人	2%
富山県富山市	3%	1 人	3%
石川県金沢市	3%	3 人	3%
石川県穴水町	0%	6 人	0%
石川県能登町	0%	1 人	0%
山梨県甲府市	5%	1 人	5%
愛知県名古屋市	14%	1 人	14%
大阪府大阪市	16%	3 人	16%
医療職給料表(1)の 適用を受ける職員	16%	34人	16%
平均支給割合	4.15%	—	4.15%

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			1,540,723千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			83,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			42.9%		
手当の種類（手当数）			41		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	支給 実績
対人折衝等 業務手当	本庁又は財務事務 所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収 に関する業務	日額 650円又は 975円	439人	62,477千円
	健康福祉センター その他人事委員会 規則で定める機関 に勤務する職員	社会福祉に関する指 導、保護等の業務		52人	4,784千円
	本庁、保健所又は精 神保健福祉センタ ーに勤務する職員	精神保健及び精神障 害者福祉に関する法 律（昭和25年法律第 123号）第27条第1項若 しくは第2項の規定に 基づく診察若しくは 調査、同条第3項の規 定に基づく診察の立 会い、同法第29条の2 の2第1項若しくは第 34条第1項から第3項 までの規定に基づく 移送又は同法第47条 第1項若しくは第5項 の規定に基づく相談 若しくは援助の業務		74人	632千円
	人事委員会規則で 定める機関に勤務 する職員	現地における公共の 用に供する土地の取 得若しくは取得に伴 う物件の移転の交渉 又は公共事業の施行 により生ずる損失の 補償に係る交渉の業 務		140人	875千円
航空手当	回転翼航空機に搭 乗し、右の業務に従 事した職員	搜索救難の業務	1時間につき1,900円 （低空飛行海上搜索、 ホバリングつり上げ 救助等30%加算） （飛行中降下430円又 は870円加算）	12人	3,707千円
		災害発生状況等の調 査の業務			
		上記の業務に係る教 育訓練の業務			

死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日 額 1,000 円 又 は 2,000円		
臨床等業務手当	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員	診療、検診又は保健指導の業務	日 額 310円～2,190円	19人	5,100千円
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務	日 額 360円 (心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合は100%加算)	74人	87千円
	家畜保健衛生所に勤務する職員のうち給料の調整額が支給されている職員以外の職員で右の業務に従事した職員	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合における、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫業務	日 額 310円～760円	80人	91千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日 額 360円	1人	0.4千円
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日 額 310円	102人	1,520千円
		麻薬取締員として行う麻薬に関する取締り等の業務	日 額 1,500円	3人	68千円

動物管理等 作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円	24人	142千円
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務			
	動物愛護センターに勤務する職員	動物の収容、管理又は処分に関する業務			
廃棄物処理施設等立入検査業務手当	本庁又は健康福祉センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第1項に規定する立入検査の業務(市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く)	日額360円	48人	289千円
職業訓練等 手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	1月につき給料月額に7/100を乗じて得た額	51人	10,905千円
	漁業高等学園に勤務し、漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務			
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師の業務	1時間につき200円(上限1月につき18,000円)	4人	183千円
家畜取扱手当	畜産技術研究所に勤務する職員	飼養管理のために牛又は豚を制する業務	日額310円	5人	91千円

危険現場 作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水の業務	1時間につき540円～1,500円	3人	45千円
		圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	1時間につき420円		
		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務	日額310円又は360円	2人	0.4千円
		管渠内、掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務を除く。）	日額450円		
		火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円		
		車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円	10人	18千円
応急防災等 作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務	日額710円～2,160円	74人	468千円
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路そ			

		の他の人事委員会規則で定める現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急的な工事の監督、測量等の作業 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(人事委員会規則で定める区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業			
夜間定時制課程勤務手当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上の当該定時制課程に係る業務	日額230円		
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員(給料の調整額表の適用を受ける職員及び管理職手当の支給の適用を受ける職員は除く。)	教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導の業務	日額290円又は350円	12人	705千円
兼務手当	昼間授業若しくはその補助を本務とする教育職員又は夜間授業若しくは	昼夜の異なる課程の授業の業務又はその補助業務	1時間につき2,000円	17人	1,394千円

	その補助を本務とする教育職員				
	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務			
特殊業務 手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である教育職員	学校管理下において行う非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日額8,000円 (4時間以上7時間45分未満4,000円) ※被害が特に甚大な場合は日額16,000円 (4時間以上7時間45分未満8,000円)		
		学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額7,500円 (4時間以上7時間45分未満3,750円)	1人	4千円
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額7,500円 (4時間以上7時間45分未満3,750円、2時間以上4時間未満1,875円)	5人	21千円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの	日額5,100円 (4時間以上7時間45分未満2,550円)	6,287人	89,306千円
		泊を伴う又は週休日等に行う人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額5,100円 (4時間以上7時間45分未満3,600円)	4,918人	100,878千円
		週休日等に行う学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額2,700円	6,060人	491,368千円

		週休日等に行う入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	日額900円 (4時間以上7時間45分未満450円)	1人	0.5千円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額200円	4,153人	185,074千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		
夜間中学業務手当	夜間授業を行う中学校に勤務する教育職員	夜間授業に係る業務	日額870円又は日額1,000円	13人	2,929千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(人事委員会規則で定める区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業	日額710円～1,620円		
警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円	14人	198千円

看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円	2,591人	26,422千円
死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあっては、鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	1体につき1,600円～3,200円	2,586人	85,803千円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	日額310円（犯罪現場において作業する場合560円）	171人	6,354千円
		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	日額560円	23人	2,181千円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して行う犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務	1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算） （飛行中降下430円～870円加算）	71人	11,731千円
	航空整備士	航空機に搭乗しての犯罪捜査等の教育訓練の業務	航空機の整備作業	6人	1,814千円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円	175人	1,493千円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき540円～1,500円	20人	236千円
交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	1件につき450円	529人	3,945千円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円	11人	165千円
爆発物処理作業等手当	爆発物処理班員に指定された職員	爆発物（爆発物である疑いがある物件を含む）の処理の作業	1件につき5,200円	4人	26千円

	右の業務に従事した職員	特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業	日額4,600円		
		特殊危険物質被害危険区域内における作業	日額250円		
		特殊危険物質製造過程の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの	日額460円		
私服作業等手当	私服員（警部以下の階級にある警察官に限る。）	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務	日額560円	2,792人	81,306千円
		天皇、皇族等の身の護衛の作業	日額1,150円	113人	1,373千円
		その他の皇族の身の護衛の作業	日額640円	54人	111千円
		国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業	日額1,100円		
	少年警察補導員	少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務	日額240円	30人	207千円
警ら手当	警部以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務	日額560円	46人	3,844千円
	警部補以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う警ら業務	日額420円	1,627人	50,805千円
		警ら業務	日額340円	2,401人	114,598千円
交通整理取締手当	警部以下の階級にある警察官	交通整理取締用の自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務	日額560円	235人	16,728千円
	警部以下の警察官	交通整理取締り業務	日額340円	1,047人	8,998千円
	交通巡視員		日額290円	1人	0.3千円
夜間特殊業務手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回につき410円～1,100円	5,469人	363,815千円

呼出手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	1回につき1,240円	520人	1,321千円
災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備若しくは遭難救助の作業又はこれらに相当する作業	日額840円～40,000円	151人	2,315千円
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う上記の2つの作業に付随して行われる固定配置の作業	日額820円～1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		

		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者から危害を受けるおそれのある者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業のうち、身辺警戒及び固定警戒の作業	日額820円		
遠隔地水上警戒作業手当	右の業務に従事した職員	海上保安庁の船舶に乗り組んで行う遠隔の地にある離島の周辺の海域における警戒の作業	日額1,100円～1,650円		

(注) 手当別の支給職員数及び支給実績は、支給後の追給、返納分を含まない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	6,837,689千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	476千円
支給実績（R5年度決算）	7,189,353千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	503千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 3,000 円 ・行政職給料表8級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 13,000 円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき6,000円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給	異なる	○扶養親族たる子 11,500円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	5,108,382 千円	404,500 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2分の1加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2分の1の額	異なる	○借家・借間に居住する場合 ・全額支給限度額 11,000 円 ・2分の1加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 28,000 円	2,443,511 千円	300,700 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 ・1か月当たり最高支給限度額 150,000 円 ・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)＋加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)	異なる	自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる	4,419,237 千円	152,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する	異なる	一部国と異なる区分あり	1,806,513 千円	785,400 円

	規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額				
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		1,260,736 千円	180,000 円
産業教育手当	実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。 月額：給料月額×5/100（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、3/100）			121,274 千円	217,300 円
初任給調整手当	医学、歯学、獣医学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。 月額：3,000 円～416,600 円	異なる	獣医師には支給していない	57,100 千円	648,900 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	異なる	交通距離 100km 以上 300km 未満の区分を細分化、50km ごとに加算額を規定	85,721 千円	384,400 円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
特地域勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する特地域公署に勤務する職員に支給する。 月額：(給料の月額＋扶養手当)×4/100～25/100	同じ		3,844 千円	75,400 円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：(給料の月額＋扶養手当)×4/100～25/100			35,490 千円	217,700 円

定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×4～6/100（管理職手当を受ける職員は4/100）			92,158 千円	223,700 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：2,000 円～8,000 円			1,110,615 千円	61,400 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額の 6/100			28,170 千円	232,800 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：4,400 円～7,400 円	同じ		134,650 千円	93,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1 回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額）、上記②の場合 1,500 円～6,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額）	異なる	国は、週休日に勤務した場合 1 回当たり 6,000 円～12,000 円、平日深夜に勤務した場合 1 回当たり 3,000 円～6,000 円	43,168 千円	90,700 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		720,375 千円	126,100 円
寒冷地手当	寒冷公署に在勤する職員に支給する。 基準日（10 月 31 日）に 11 月から翌年 3 月まで 5 月分を一括支給する。 支給額：41,000 円～99,000 円	異なる	国では、11 月から翌年 3 月までの各月に支給している。		

5 旅費（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）	1,481,628 千円
職員1人当たり平均支給年額	45,527 円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、支給実績（R6年度決算）から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、令和6年4月1日現在の職員数（公営企業職員を除き、常勤の特別職職員及び臨時講師を含む。）で除した額である。

(1) 国内旅行

種 類	支給額及び支給要件
鉄道賃	運 賃 乗車に要する運賃
	急行料金 急行列車を利用する場合の料金 ただし、次に該当する場合に限る。 ・ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 70km 以上である場合 ・ 新幹線で片道 70km 未満 50km 以上の区間で、公務上特に緊急な必要がある場合 ・ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50km 以上である場合
	座席指定料金 指定席を利用する場合の料金 ただし、急行列車を運行する線路による旅行で片道 100km 以上である場合に限る。
航空賃	実費額
車賃	バス代 実費額
	タクシー代 実費額 ただし、公用車を利用できない旅行で、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
	自家用自動車の公務使用 実走行距離 1 km 当たり 18 円 ただし、自家用自動車の公務使用を承認された場合に限る。
旅行諸費	一日につき県内 200 円、県外 800 円 ただし、勤務公署から 4 km 以内の地域は支給しない。
宿 泊 料	一夜につき 11,800 円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合や長期研修の場合等については、実費額を支給

(2) 外国旅行

種 類	支給額及び支給要件
鉄道賃	運 賃 乗車に要する運賃
	急行料金 寝台料金 公務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合は、その料金
航空賃	実費額
車賃	バス代 実費額
	タクシー代 実費額 ただし、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
日 当	旅行地の区分に応じた定額 一日につき 3,500 円～7,200 円
宿 泊 料	実費額を支給 ただし規定で定める特別の事情がない限り、旅行地の区分に応じた上限額（一夜につき 13,500 円～22,500 円）を超えることができない。

6 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知 事	事 務	1, 349, 000円		
	副 知 事	事 務	1, 102, 000円		
議員報酬	議 長	長 員	1, 061, 000円		
	副 議 長	長 員	937, 000円		
	議 員	員	865, 000円		
期 末 手 当	知 事	事 務	(R7年度支給割合)		
			3. 45月 分		
	副 知 事	事 務	3. 45月 分		
			(R7年度支給割合)		
退 職 手 当	議 長	長 員	3. 45月 分		
			3. 45月 分		
	副 議 長	長 員	3. 45月 分		
			3. 45月 分		
旅 費 ・ 費 用 弁 償	知 事	事 務	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	事 務	134. 9万円×在職期間×65/100	4208. 9万円	任期毎
	備 考		110. 2万円×在職期間×40/100	2115. 8万円	任期毎
旅 費 ・ 費 用 弁 償	知 事	事 務	(内国旅行の宿泊料【定額】) (外国旅行の日当【定額】) (外国旅行の宿泊料【上限額】)		
			16, 500 円 5, 700 円～9, 400 円 19, 300 円～32, 200 円		
			16, 500 円 5, 100 円～8, 300 円 19, 300 円～32, 200 円		
			16, 500 円 5, 700 円～9, 400 円 19, 300 円～32, 200 円		
			16, 500 円 5, 100 円～8, 300 円 19, 300 円～32, 200 円		
	副 議 長	長 員	16, 500 円 5, 100 円～8, 300 円 19, 300 円～32, 200 円		
			16, 500 円 5, 100 円～8, 300 円 19, 300 円～32, 200 円		
備 考		内国旅行の旅費は支給しない。 記載のない事項は一般職の職員の例による。			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

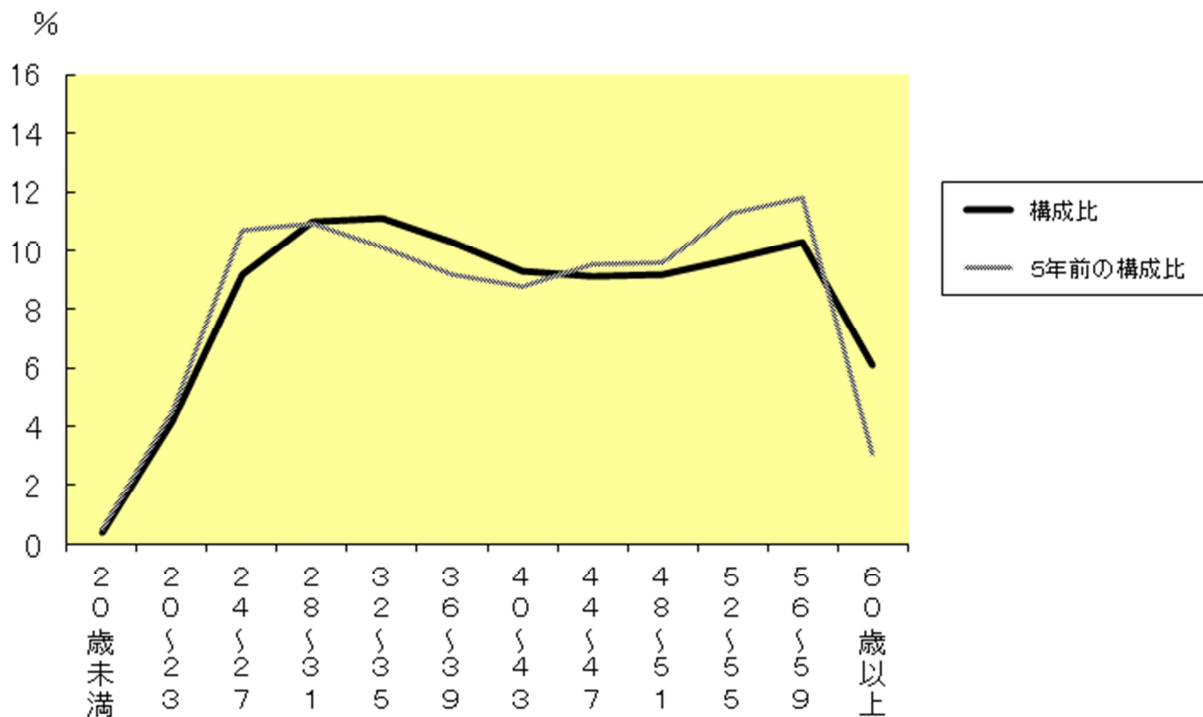
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 7 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	41	41	± 0	・ 被災地派遣職員の増員など ・ こども施策の一体的な推進など ・ 浜名湖花博の終了に伴う体制見直しなど
		総務	971	989	+ 18	
		税務	459	462	+ 3	
		民生	550	568	+ 18	
		衛生	763	756	▲ 7	
		労働	147	145	▲ 2	
		農林水産	1,264	1,236	▲ 28	
		商工	361	365	+ 4	
		土木	1,119	1,110	▲ 9	
	計	5,675	5,672	▲ 3	(参考：人口10万人当たり職員数 159人)	
	教育部門		19,213	19,020	▲ 193	・ 児童数減少に伴う教職員の減員など
	警察部門		7,064	7,033	▲ 31	・ 退職者数の増加など
小 計		31,952	31,725	▲ 227	(参考：人口10万人当たり職員数 891人)	

公 営 企 業 等	病院	1,218	1,213	▲5	
	水道	45	45	±0	
	下水道	20	20	±0	
	その他	132	129	▲3	
	小 計	1,415	1,407	▲8	
合 計		33,367 [33,763]	33,132 [33,661]	▲235 [▲102]	(参考：人口10万人当たり職員数 931人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	138	1,382	3,049	3,640	3,689	3,421	3,070	3,025	3,056	3,222	3,428	2,012	33,132

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	5,687	5,709	5,721	5,689	5,675	5,672	▲15(▲0.3%)
教育	19,050	19,825	19,589	19,349	19,213	19,020	▲30(▲0.2%)
警察	7,033	7,031	7,066	7,038	7,064	7,033	0
普通会計計	31,770	32,565	32,376	32,076	31,952	31,725	▲45(▲0.1%)
病院	1,152	1,185	1,211	1,222	1,218	1,213	61(5.3%)
水道	45	45	45	45	45	45	0
下水道	20	20	20	20	20	20	0
その他	132	128	127	135	132	129	▲3(▲2.3%)
公営企業会計計	1,349	1,378	1,403	1,422	1,415	1,407	58(4.3%)
総合計	33,119	33,943	33,779	33,498	33,367	33,132	13(0.04%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 東日本大震災等の被災地支援に係る職員を含む(令和2年は18人、令和3年は4人、令和4年は2人、令和5年は0人、令和6年は2人、令和7年は11人)。

8 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占める 職員給与費比率
R6年度	千円 4,398,265	千円 386,494	千円 472,606	% 10.7	% 11.2

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 47	千円 198,610	千円 59,893	千円 90,116	千円 348,619	千円 7,417	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	43.8歳	349,546円	559,674円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,262千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,779千円
（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 一千元 22,956千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 3,344千円 23,037千円

（注）1 工業用水道事業の自己都合の場合の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の令和5年度及び令和6年度の支給者が3名以下のため記載なし。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			8,831千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			160,600円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
静岡市	4.15%	15人	4.15%
浜松市	4.15%	5人	4.15%
三島市	4.15%	1人	4.15%
富士市	4.15%	23人	4.15%
磐田市	4.15%	7人	4.15%

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R6 年度決算）			72 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）			6,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6 年度）			14.8%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数 （実人数）	支給 実績
危険現場 作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円		
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円	4 人	6 千円
		道路上において行う、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円		
特殊構造物内作業 手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円	8 人	31 千円
有害薬品 取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円	1 人	35 千円
対人折衝 等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 650 円又は 975 円		
死体処理 手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は 2,000 円		

災 害 状 況 調 査 等 手 当	右の業務に従事した 職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日 額 710 円 ～ 2,160 円		
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務 その他の管理者が認める作業			

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (R6 年度決算)	29,070 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R6 年度決算)	619 千円
支 給 実 績 (R5 年度決算)	27,955 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)	538 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 3,000 円 ・行政職給料表 8 級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 13,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表 8 級相当職員 3,500円 ・行政職給料表 9 級以上相当職員 不支給	同じ		7,765 千円	277,300 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2 分の 1 加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額	同じ		2,843 千円	258,500 円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の 1 か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額（3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円）	同じ		14,523 千円	268,900 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定す	同じ		4,330 千円	1,082,500 円

	る職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額				
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		647千円	23,100円
初任給調整手当	医学、歯学、獣医学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額30,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,400円～7,400円	同じ			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1回当たり：上記①の場合3,000	同じ		64千円	32,000円

	円～12,000 円(ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額)、上記②の場合 1,500 円～6,000 円(ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額)				
--	---	--	--	--	--

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 5,939,171	千円 584,407	千円 608,585	% 10.2	% 9.8

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 56	千円 256,392	千円 86,218	千円 124,929	千円 467,539	千円 8,349	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	49.6歳	407,014円	676,228円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,426千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,779千円
（R6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分	（R6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額	一千円	22,956 千円	1人当たり平均支給額	3,344 千円	23,037 千円

（注）1 水道事業の自己都合の場合の 1 人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の令和 5 年度及び令和 6 年度の支給者が 3 名以下のため記載なし。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R6 年度決算）			10,097 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）			177,100 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
静岡市	4.15%	16 人	4.15%
浜松市	4.15%	11 人	4.15%
三島市	4.15%	8 人	4.15%
富士市	4.15%	1 人	4.15%
磐田市	4.15%	17 人	4.15%
吉田町	4.15%	4 人	4.15%

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R6 年度決算）			72 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）			3,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6 年度）			23.2%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所 の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視 の業務	日額 450 円	2 人	1 千円
		地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な 箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく 行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円	3 人	5 千円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕	日額 360 円		

		の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務			
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円	9 人	33 千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円	6 人	26 千円
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 650 円又は 975 円		
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は 2,000 円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務	日額 710 円～2,160 円	2 人	7 千円

（注）手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (R6 年度決算)	36,343 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R6 年度決算)	727 千円
支 給 実 績 (R5 年度決算)	28,113 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)	574 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R6 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 3,000 円 ・行政職給料表 8 級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 13,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表 8 級相当職員 3,500 円 ・行政職給料表 9 級以上相当職員 不支給	同じ		9,575 千円	290,200 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2 分の 1 加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の	同じ		4,529 千円	323,500 円

	2 分の 1 の 額				
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の 1 か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)	同じ		16,851 千円	324,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		6,877 千円	982,400 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100	同じ		833 千円	33,500 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 30,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100	同じ			
宿日直手	宿日直勤務を命ぜられた職員	同じ			

当	に支給する。 1 回当たり：4,400 円～7,400 円				
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1 回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額）、上記②の場合 1,500 円～6,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額）	同じ		189 千円	63,000 円

(3) 地域振興整備事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 82,639	千円 48,992	千円 56,069	% 67.8	% 35.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
R6年度	人 14	千円 54,233	千円 17,718	千円 25,183	千円 97,134	千円 6,938	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	41.4歳	380,887円	625,542円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,342千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,779千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

地域振興整備事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 一 千 円 22,956 千 円			1人当たり平均支給額 3,344 千 円 23,037 千 円		

（注）1 地域振興整備事業の自己都合の場合の 1 人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の 令和 5 年度及び令和 6 年度の支給者が 3 名以下のため記載なし。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（R6 年度決算）		2,185 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）		168,100 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率割合）
静岡市	4.15%	13 人	4.15%

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R6 年度決算）		27 千 円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）		5,400 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6 年度）		30.8%			
手当の種類（手当数）		6			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数 （実人数）	支給 実績
危険現場 作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所 の検査若しくは管内の監視 又はトンネル内の監視 の業務	日 額 450 円		
		地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な 箇所での監督、測量等の業務	日 額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日 額 310 円		
		道路上において行う導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日 額 360 円		

特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円		
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円		
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 650 円又は 975 円	5 人	7 千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は 2,000 円		
災害状況調査等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務	日額 710 円～2,160 円	2 人	7 千円

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (R 6 年度決算)	8,150千円
職員1人当たり平均支給年額 (R 6 年度決算)	741千円
支 給 実 績 (R 5 年度決算)	5,385千円
職員1人当たり平均支給年額 (R 5 年度決算)	449千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R 6 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R 6 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 3,000 円 ・行政職給料表 8 級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 13,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表 8 級相当職員 3,500円 ・行政職給料表 9 級以上相当職員 不支給	同じ		2,454 千円	306,800 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2分の1加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額	同じ		996千円	249,000円

通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額150,000円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)+加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)	同じ		1,495千円	124,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		2,359千円	1,179,500円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		215千円	43,000円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：30,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,400円～7,400円	同じ			

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1 回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額）、上記②の場合 1,500 円～6,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額）	同じ			
-------------------	--	-----------	--	--	--

(4) がんセンター事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 45,696,858	千円 ▲1,829,748	千円 15,949,544	% 34.9	% 34.6

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 1,143	千円 4,908,120	千円 3,091,530	千円 2,207,566	千円 10,207,216	千円 8,930	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

医 師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	45.9歳	621,625円	1,535,901円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	38.4歳	366,136円	580,881円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	41.8歳	362,212円	590,269円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,908千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,779千円
（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無 ） 1人当たり平均支給額 1,922千円 22,212千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無 ） 1人当たり平均支給額 3,344千円 23,037千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合は「定年」とする。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（R6 年度決算）			333,271千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）			288,000円
支 給 対 象 地 域	支 給 割 合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
長 泉 町	4.15%	976人	4.15%
がんセンター医療 職給料表(1)の適 用を受ける職員	16%	184人	16%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6 年度決算）			339,335千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）			378,700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6 年度）			70.4%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に 対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	支給 実績

臨床等業務手当	右の業務に従事した職員（がんセンター医療職給料表（3）の適用を受ける職員を除く。）	診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務	がんセンター医療職給料表（1）及び（2）の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職員、心理判定員等は月額 6,600 円 ～136,800 円 その他の職員は日額 310 円 医師又は歯科医師が同時に複数手術の管理指導等に従事したときは、次の額を加算する。 ・麻酔科又は集中治療科に勤務する医師 1 月につき 200,000 円 ・それ以外の医師又は歯科医師が、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事した回数 1 回につき 10,000 円	425 人	160,552 千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額 360 円	173 人	5,457 千円
有害薬品等取扱手当	薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師又は看護師	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額 310 円	81 人	1,981 千円
夜間看護等手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時	1 回につき 2,040 円 ～10,000 円	407 人	160,473 千円

		後翌日の午前５時までの間をいう。)において行われる看護等の業務			
	がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	1 回につき 1,280 円	62 人	221 千円
手術室看護業務手当	看護職員	手術室での業務	日額 360 円	42 人	2,679 千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000 円又は 2,000 円		

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6 年度決算)	1,390,800 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R6 年度決算)	1,220 千円
支給実績 (R5 年度決算)	1,259,368 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)	1,102 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6 年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (R6 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 3,000 円 ・行政職給料表 8 級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 13,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表 8 級相当職員 3,500 円 ・行政職給料表 9 級以上相当職員 不支給	同じ		119,003 千円	277,400 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2 分の 1 加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額	同じ		92,442 千円	312,003 円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の 1 か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円	同じ		113,169 千円	108,000 円

	～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		28,168 千円	1,173,700 円
休日勤務手当	静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	同じ		118,940 千円	165,000 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。 月額：3,000 円～416,600 円	同じ		575,267 千円	3,043,700 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 30,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額	同じ		1,128 千円	564,000 円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		56,556 千円	109,800 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：2,000 円～21,000 円	異なる	1 回当たり：4,400 円～7,400 円	46,443 千円	129,400 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要そ	同じ		5,121 千円	269,500 円

	の他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1 回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額）、上記②の場合 1,500 円～6,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額）				
--	---	--	--	--	--